

社会福祉法人八木山福祉会
指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム八木山翠風苑運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人八木山福祉会（以下「法人」という。）が開設する特別養護老人ホーム八木山翠風苑（以下「事業所」という。）が行う指定介護老人福祉事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、事業所の職員が要介護状態にある入居者に対し、適正な生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

2 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 特別養護老人ホーム八木山翠風苑
- 二 所在地 仙台市太白区恵和町38-10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、当該事業所及び併設する八木山翠風苑短期入所生活介護事業所職員の管理並びに各事業所の業務管理を一元的に管理する。

- 二 医師 1名（嘱託）

医師は、入居者の健康管理及び療養上の指導並びに緊急時における処置対応を行う。

- 三 生活相談員 2名以上

生活相談員は、入居者の生活相談、助言援助及び入退居等の業務に当たる。

- 四 介護員 42名以上（常勤換算）

（ユニットごとに常勤のユニットリーダーを1名以上）

介護員は、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な介護サービスの

提供を行う。

五 看護員 6名以上（常勤換算）

看護員は、入居者の健康状態を把握し健康管理に努めるとともに、常に医師との連携を図り、入居者の生活機能と健康保持に努める。

六 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、入居者の健康保持のために、適正な栄養管理と個々人の体調に合わせた給食の提供のための献立表を作成するとともに、委託業者との連絡調整を密に行う。

七 調理員（業務委託）

八 機能訓練指導員 1名以上（嘱託理学療法士1名以上）

機能訓練指導員は、入居者の日常生活に必要な身体機能の低下防止のための訓練指導を行う。

九 介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画作成の業務に当たる。

2 前項に定める者のほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

（入所定員）

第5条 事業所の入居定員は120名とし、ユニット数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。なお、居室はユニット型個室とする。

一 ユニット数 12ユニット

二 ユニットごとの入居定員 10名

（事業の内容）

第6条 事業所が行う事業の内容は、次のとおりとする。

一 事業所は、関係職員と協議の上、入居者が利用するサービスの継続性に配慮して、サービスの目標・当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画書を作成するとともに、入居者又は家族に対し、内容等について説明を行うものとする。

二 事業所の職員は、入居者の介護にあたっては、心身の状況に応じ、入居者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。

また、身体的拘束の廃止や虐待防止について取り組むものとする。

三 入居者の介護にあたっては、1週間に2回以上の入浴又は清拭を行うとともに、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助及びおむつの取り替え並びに離床、着替え、整容その他日常生活上の世話をを行うものとする。

四 入居者の食事については、栄養及び入居者の身体の状態並びに嗜好を配慮して、適切な時間に提供する。

五 入居者の介護にあたっては、入居者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

- 六 事業所の医師及び看護師は、常に入居者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行うものとする。また、介護員、栄養士、生活相談員などと連携し褥瘡の発生防止や改善に努めるものとする。
- 七 事業所の生活相談員は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。
- 八 事業所に教養娯楽設備等を備えるとともに、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。又、常に入居者の家族との連携を図るため、事業所に家族会を組織する。

(利用料、その他の費用の額)

第7条 利用料、その他の費用の額は次のとおりとする。

- 一 事業所におけるサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額とし、当該事業所が法定代理受領サービスであることから、その1割、2割又は3割の額とする。
- 二 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に、入居者から支払いを受ける利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように配慮するものとする。
- 三 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。
 1. 貴重品及び金銭出納管理費 月1,000円
施設で入居者の預金通帳、印鑑等の保管を依頼された場合、個別の金庫に保管管理する料金
 2. 預り金管理費 月500円
施設で入居者の現金保管を依頼された場合は、個別に保管管理する料金。但し、貴重品及び金銭出納管理費をいただいている方は対象から外すものとする。
 3. 居住費 別表料金表1に掲げる額
入居者の居住に要する費用
 4. 食費 別表料金表1に掲げる額
入居者に提供する食事の食材料費及び調理費に相当する料金
 5. 前各号に掲げるもののほか、サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの
- 四 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行ない、入居者又は家族の同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 入居者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 事業所の設備、備品、器物は丁寧に扱うこと。
- 二 居室においては、他人の迷惑にならないよう配慮すること。
- 三 入浴、食事等定時で行う生活日課については、できるだけ協力すること。

(緊急時における対応方法)

第9条 職員は、入居者に身体的急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに嘱託医又は仙台赤十字病院に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、入居者の家族及び管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に備え防災計画を策定し、この計画に基づいて定期的に 防災避難、誘導その他必要な訓練を行うとともに、職員による自衛消防隊を組織し、災害の防止と防災意識の高揚を図るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を 3 月に一回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第12条 事業所はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催すると

もに、その結果について、介護員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年２回以上）実施すること。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後１ヶ月以内

二 継続研修 年３回

2 職員は、業務上知り得た入居者及び家族等の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た入居者及び家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

（協 議）

第14条 この規則に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成１２年９月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成１６年５月２１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年12月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年５月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和６年８月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和７年１１月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成８年４月１日から施行する。